

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令新旧対照表  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを二葉</p> <p>（店舗型性風俗特殊営業の届出書の記載事項）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 個人である場合には、本籍（外国人にあつては、国籍。以下同じ。）及び生年月日</p> <p>四（略）</p> <p>五 営業所における業務の実施を統括管理する者（当該営業を営む者を除く。以下同じ。）の氏名、住所、本籍及び生年月日</p>	<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>（店舗型性風俗特殊営業の届出書の記載事項）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 個人である場合には、本籍（外国人にあつては、国籍。以下この条及び第十三条において同じ。）及び生年月日</p> <p>四（略）</p> <p>五 営業所における業務の実施を統括管理する者（営業者を除く。）の氏名、住所、本籍及び生年月日</p>

六（略）

（店舗型性風俗特殊営業の廃止等に係る届出書の記載事項）

第八条 法第二十七条第二項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一・二（略）

（準用規定）

第九条の二 第八条の規定は、法第三十一条の二第二項（法第三十一条の七第二項及び法第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項について準用する。

（店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項）

第九条の三 法第三十一条の十二第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業の方法

二 法第三十一条の十三第三項の規定により講ずる措置の内容

三 営業所の構造及び設備（法第二条第九項に規定する電気通信設備を含む。）の概要

四 個人である場合には、本籍及び生年月日

五 法人である場合には、役員の名、住所、本籍及び生年月日

六 営業所における業務の実施を統括管理する者の名、住所、本籍及

六（略）

（店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の記載事項）

第八条 法第二十七条第二項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一・二（略）

（準用規定）

第九条の二 第八条の規定は、法第三十一条の二第二項（法第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項について準用する。

び生年月日

七 営業を開始しようとする年月日

(準用規定)

第九条の四 第九条の規定は、法第三十一条の十六第一項の内閣府令で定める様式について準用する。

(無店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項)

第九条の五 法第三十一条の十七第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業の方法

二 法第三十一条の十八第三項の規定により講ずる措置の内容

三 法第二条第十項に規定する電気通信設備の概要

四 個人である場合には、本籍及び生年月日

五 法人である場合には、役員の名、住所、本籍及び生年月日

六 事務所における業務の実施を統括管理する者の名、住所、本籍及

び生年月日

七 営業を開始しようとする年月日